

上野事務所ニュース

令和7年7月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

エイジフレンドリー補助金について

高年齢労働者の労働災害防止対策や運動指導等の労働者の健康保持増進のため

の取り組みを行う中小企業事業者向けの補助金「エイジフレンドリー補助金」の申請が始まっています。今年度は、職場環境改善コースに「熱中症予防対策プラン」が新設され、60歳以上の労働者が安全に働けるよう、屋外作業等において使用する空調服やスポットクーラーなどの導入が補助対象となっています。主なコースは次のとおりです。

職場環境改善コース

対象事業者	①労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施している。 ②高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている。
補助対象	60歳以上の高年齢労働者の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とする。 ・転倒、墜落災害防止対策に関する費用 ・重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用 ・その他の高年齢労働者の労働災害防止対策に関する費用（交通災害防止対策）
補助額	補助対象となる取組にかかった経費（機器の購入・工事の施工等）の1/2（上限額100万円）

*労働者個人ごとに費用が生じる対策（パワーアシストスーツ等）については、対策にかかわる高年齢労働者の人数分に限り補助対象となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

対象事業者	①労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施している。 ②高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者
-------	--

	が対策を実施する業務に就いている。
補助対象	60歳以上の高年齢労働者の熱中症予防対策のための取組に要する費用を補助対象とする。 ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入 ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウェアラブルデバイスにより健康管理システムの導入 ・日本産業規格に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）
補助額	補助対象となる取組にかかった経費（機器の購入・工事の施工等）の1/2（上限額100万円）

*労働者個人ごとに費用が生じる対策（体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス）については、対策にかかわる高年齢労働者の人数分に限り補助対象となります。

転倒防止や腰痛防止のためのスポーツ・運動指導コース

対象事業者	①労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施している。 ②労働者を常時1名以上雇用している。（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取り組みに限る。）
補助対象	労働者の転倒災害防止や腰痛災害予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とする。
補助額	上記補助対象となる運動指導等にかかった費用の3/4（上限100万円）

*転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は対象外です。物品の購入はできません。

この助成金は、事前に計画書を作成し、交付申請を行う必要があります。審査後、交付決定通知書が発行されますので、取組を実施し、費用を支払います。（交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください）

ださい。)費用の支払いが完了後「支払請求書類」を提出すると、補助金が振り込まれます。交付申請の期限は、令和7年10月31日までです。

*過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられませんが、職場環境改善コースでは別の対策であれば補助を受けることができます。例えば、昨年「転倒・墜落災害防止対策」の補助を受けている場合、今年度は「転倒・墜落災害防止対策」以外のものについて可能となります。

*複数コース併せて申請はできません。

定期健康診断の受診について

会社は、1年以内ごとに1回定期健康診断を行う必要があります。また、定期健康診断後、

会社はその結果に基づく「健康診断個人票」の作成と5年間の保存義務があります。常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署へ提出します。

【定期健康診断の項目】

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7	肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
8	血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
9	血糖検査
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11	心電図検査

【異常の所見がある場合】

異常の所見があると診断された労働者については、3か月以内に医師から意見を聴くことが義務づけられています。具体的には、健康診断実施後、“所見なし”以外の労働者について医師に意見を聴き、健康診断個人票の医師の意見欄へ就業についての意見の記入および記名をもらい事業所で保管をします。

◆正社員だけではなく、通常の労働者の4分の3以上勤務するパートタイマーに対しても、定期健康診断を行う必要があります。

◆定期健康診断以外に、深夜業などの特定業務に従事する従業員に対して実施する

「特定業務従事者の健康診断」や有害業務に従事する従業員に対して実施する「特殊健康診断」があります。これらは、一定の業務に従事する労働者（通常の労働者の4分の3未満で勤務するパートタイマーを含む）について、当該業務への配置換えの際及び6か月以内ごとに一回、定期的に実施する必要があります。

◆在宅勤務者なども健康診断の対象となります。

上野事務所講演会を開催しました

7月9日に上野事務所講演会を開催しました。今回は、行政書士の湯浅賢太郎先生と

中小企業診断士の大竹貴司先生をお招きし、湯浅先生には「外国人育成就労制度の創設」について、大竹先生には「中小企業向け補助金（経済産業省所管）」について講演をしていただきました。

外国人育成就労制度は、現行の技能実習制度に代わる新たな制度です。新制度の概要のほかに技能実習制度との違いなども解説いただきました。中小企業向け補助金は、ものづくり補助金やIT補助金など、設備投資に関する費用補助について、実例を交えながら解説していただきました。

参加された方からは、「外国人雇用について理解を深めることができた」「設備投資を予定しているので補助金の活用も検討したい」といった声をいただきました。

今後も定期的に講演会を開催する予定ですので、どうぞご参加ください。また「こんな内容の講演を聞いてみたい」「〇〇に関する講演会を開催してほしい」といったご意見・ご要望がありましたら、ぜひお寄せください。お待ちしております。

《夏季休暇のお知らせ》

8月は13日（水）から15日（金）まで夏季休暇とさせていただきます。よろしくお願いいたします。